衆議院予算委員会ニュース

【第201回国会】令和2年2月20日(木)、第15回の委員会が開かれました。

1 令和2年度一般会計予算

令和2年度特別会計予算

令和2年度政府関係機関予算

・麻生財務大臣、森法務大臣、萩生田文部科学大臣、加藤厚生労働大臣、梶山経済産業大臣、赤羽国務 大臣、小泉環境大臣、菅国務大臣、田中国務大臣、武田国務大臣、衛藤国務大臣、竹本国務大臣、西 村国務大臣、北村国務大臣、橋本国務大臣、近藤内閣法制局長官及び政府参考人並びに参考人に一般 的質疑を行いました。

(参考人) 国立研究開発法人日本医療研究開発機構理事長

末松誠君

独立行政法人国立公文書館長

加藤丈夫君

(質疑者)(一般的質疑)後藤祐一君(立国社)、今井雅人君(立国社)、川内博史君(立国社)、馬淵澄 夫君(立国社)、大西健介(立国社)、本多平直君(立国社)、小川淳也君(立 国社)、藤野保史君(共産)、岡本充功君(立国社)、足立康史君(維新)

- 2 分科会設置に関する件
 - ・令和2年度総予算審査のため、8個の分科会を設置することに協議決定しました。
 - ・分科会における会計検査院当局の出頭要求について協議決定しました。
 - 分科会における政府参考人の出頭要求について協議決定しました。

(質疑者及び主な質疑事項)

(一般的質疑)

後藤祐一君(立国社)

- (1) COVID-19 (新型コロナウイルス) への対応
 - ア クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号への船内感染対策
 - a 船内感染に対する環境整備が遅れたのではないかとの指摘についての加藤厚生労働大臣の見解
 - b 令和2年2月5日以前における政府から船長に対する乗客への個室待機指示についての依頼の 有無
 - c 船内のウイルス対策についてゾーニング等が不十分であるという指摘についての事実確認
 - d 船内環境について感染症の専門家によるチェックを行う必要性
 - e 神戸大学病院の岩田医師が同船に入り船内の状況について報告している内容の事実確認
 - f 橋本厚生労働副大臣が同医師に会ったかの確認
 - g 大坪厚生労働大臣審議官が同船に入船していた日時
 - h 橋本厚牛労働副大臣及び大坪厚牛労働大臣審議官が船に入った時の服装及び感染予防策
 - i 検体採取が行われた本年2月5日以降に、船内感染が発生した可能性についての加藤厚生労働 大臣の見解
 - i 検疫済み証を交付する要件及び下船した乗客に対して既に交付しているかの確認
 - k 乗客を早期に下船させる対応を取らなかった理由
 - イ 令和2年度予算を増額修正する必要性
 - ウ 本件に係る費用に関し予備費使用の是非についての麻生財務大臣の見解
- (2) 検察官の勤務延長
 - ア 同延長が可能となった時期
 - イ 制度的に適用可能であっても、実際には延長が適用できないケースの有無

今井雅人君 (立国社)

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策本部
 - ア 後援会の新年会、書道展の表彰式及び叙勲祝賀会が「必要な用務」に含まれることの確認
 - イ 「用務」の定義
 - ウ 同会議に3人の閣僚が私用で欠席していたことに対する菅国務大臣の所見
- (2) 「桜を見る会」の前夜祭に係る会計上の書類
 - ア 2月18日以降にANAホテルの担当者と官邸関係者又は自民党関係者が面会した事実の有無
 - イ 辻本委員及びマスコミへのANAホテルからの回答に対する菅国務大臣の認識
- (3) 検察官の勤務延長
 - ア 法律の解釈変更による勤務延長の可否
 - イ 人事院が法務省からの相談を受けた時点で解釈変更の必要性を認識していたことの確認
 - ウ 昭和56年当時の検察庁法の検察官の定年制度についての人事院の認識
 - エ 解釈を変更したのは法務省であることの確認
 - オ 国家公務員の定年制改正の議論における検察庁法の議論の有無
 - カ 解釈変更に関する議論の記録の有無
- (4) 公文書管理
 - ア
 電池泰典氏に対する判決及び森友学園への土地売却に係る決裁文書の改ざんをした者の人事についての管国務大臣の所見
 - イ 公文書管理の趣旨
 - ウ 文書の保存開始の起算日について規定している法令
 - エ 修正後の行政文書と改ざんされた決裁文書の公文書としての扱いの違い

川内博史君(立国社)

- (1) COVID-19 (新型コロナウイルス) への対応
 - ア クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号における感染者数が 620 名以上にまで感染拡大している ことを検疫開始前から想定していたかの確認
 - イ 同船における感染拡大に対する反省
 - ウ 同船におけるエアロゾル感染の可能性についての加藤厚生労働大臣の見解
 - エ PCR検査の保険適用の必要性についての加藤厚生労働大臣の見解
- (2) 大坪厚生労働省大臣官房審議官の職務
 - ア COVID-19 対応における同審議官の職務内容
 - イ 同審議官のクルーズ船対応における職務内容は橋本厚生労働副大臣の補佐としての役割であるか の確認
 - ウ 1月9日の日本医療研究開発機構 (AMED) の会議における、同審議官に対する末松理事長の 発言の真意
 - エ 和泉内閣総理大臣補佐官がAMEDの役職員に対して同審議官に従うこと等の要請をする議論を 行ったことについての週刊誌記事への事実確認
 - オ 週刊誌記事の内容が事実でない場合、同審議官の存在によりオートノミーがなくなると発言した 理由
 - カ 上の立場の人からの指示等の事実がないにも関わらず、オートノミーが失われている理由
 - キ 同審議官を危機管理対応の場に置くことについての加藤厚生労働大臣の見解
- (3) 「桜を見る会」関連文書と公文書管理法との関係
 - ア 「官邸事務所で意思決定された行政文書」は「官邸事務所で一度決裁された文書」という解釈で 正しいかの確認

- イ 情報公開法に基づき開示請求をされた場合、白塗りされた文書を提出することの妥当性
- ウ 「国会への説明として不適切であった」ことが国民に対する説明責任を果たしているかについて の北村国務大臣の見解
- エ 白塗りされた文書を国会に提出したことは公文書管理のあり方として不適切であったと認める必要性についての北村国務大臣の見解

馬淵澄夫君(立国社)

- (1) IR(統合型リゾート)
 - ア 事業者がカジノ事業の収益の一定割合を地方自治体施策への協力に充てる仕組(以下「協力金」 という。)
 - a 収益に占める協力金の比率が法定されていない理由
 - b 協力金の比率を法定化することの可否
 - c 協力金制度が癒着の温床になりかねないとの懸念について赤羽国務大臣の見解
 - イ 事業不振への対応
 - a IR事業者等の破綻処理又は事業譲渡の概要
 - b 地方自治体が経営不振に陥った事業者に対し支援措置を行うことの可否
 - c 地方自治体が経営不振に陥った事業者に対し支援措置を行うことについて国の関与の有無
 - d 地方自治体が経営不振に陥った事業者に対し支援措置を行うことについて国が関与する必要性
 - ウ カジノ管理委員会における規則策定の見通し
 - エ カジノの控除率が一定程度に収束することについて赤羽国務大臣の認識
- (2) 2019年10~12月期四半期別GDP速報値及び個人消費の落ち込みについての西村国務大臣の評価

大西健介君(立国社)

- (1) COVID-19 (新型コロナウイルス) への対応
 - ア クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号内で感染し、その後亡くなった者の詳細な情報
 - イ 上記事案に関する加藤厚生労働大臣の責任
 - ウ 同船の感染者の内、発症していない者が搬送された愛知県岡崎市にある開院前の病院
 - a 同病院で治療を許可するなどの柔軟な対応を行う必要性
 - b 同病院内にいる感染者が退院するための条件
 - c 同病院がある岡崎市だけでなく、隣接する市にも住民説明会を行う必要性
 - d 岡崎市内で行われた説明会で不適切な発言をした者を処分する必要性
- (2) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、韓国が自国選手団に安全な食事を供給する ため、食材も含め自国で準備を行うとの方針
 - ア 中止を求める必要性
 - イ 各国が独自に食事を提供することの可否
- (3) 田中国務大臣に関する疑惑
 - ア 自身の政治資金パーティ券を暴力団関連企業に販売していたとの報道の事実確認
 - イ 有権者に対してお歳暮を送っていたとの報道及び本報道で退職した秘書が暴力団関係者と関わり があったかの確認
- (4) 地方創生
 - ア 地方自治体が地方創生戦略を外部委託していることに対する北村国務大臣の所見
 - イ 外部委託の内容を精査する必要性
 - ウ 地方創生推進交付金を用いた移住相談会においてサクラが参加していたことを北村国務大臣が認 識した時期及び費用の返金を求める必要性

- (5) 出資法違反の疑いのあるケフィア事業振興会を「はばたく中小企業・小規模事業者 300 社」に選出したことの適切性
- (6) 「桜を見る会」及び同会前夜祭
 - ア ジャパンライフ会長や48ホールディングス会長が同会に出席したことを勧誘拡大に使用していた ことを消費者庁が認識した時期
 - イ ジャパンライフと48ホールディングスが密接な関係にあることを消費者庁が認識していたかの確認

本多平直君(立国社)

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策本部
 - ア 公務である同会議を欠席し私的な会合に出席していたことについて小泉環境大臣及び森法務大臣 が国民に謝罪する必要性
 - イ 萩生田文部科学大臣が同会議を欠席した理由が公務であると当初説明していたかの確認
 - ウ 萩生田文部科学大臣が反省し国民に謝罪する必要性
 - エ 同会議の一回当たりの所要時間が 10 分又は 15 分であることの確認
 - オ 2月14日の同会議の実際の所要時間
 - カ 同会議の所要時間の適切性
 - キ 2月14日の同会議後の安倍内閣総理大臣の動静
 - ク 同会議の本部長である安倍内閣総理大臣の危機感に対する疑義
- (2) 小泉環境大臣の政治資金をめぐる問題
 - ア 政治資金によるホテル宿泊利用
 - a 私的流用の有無
 - b 宿泊日の訪問者の有無
 - c 訪問者が政治活動関係者であるかの確認
 - イ IR (統合型リゾート) 汚職事件に関与していた北海道の観光会社の関係者から小泉環境大臣が 平成29年だけ献金を受けた経緯及びその認識の有無
- (3) 観光会社からの献金の一部を、同会社を紹介した先輩議員に寄付することの自由民主党内における 是非
- (4) 和泉内閣総理大臣補佐官(内閣官房健康・医療戦略室長)及び大坪同室次長のミャンマーでのアウン・サン・スー・チー氏との会合への出張の記録の有無

小川淳也君(立国社)

- (1) 和泉内閣総理大臣補佐官(内閣官房健康・医療戦略室長)の海外出張
 - ア 同補佐官が内閣人事局の運営に関係しているかの確認
 - イ 本事案について同補佐官及び大坪同室次長を懲戒処分する必要性
- (2) 検察官の勤務延長の適用に関する文書に日付の記載がない理由及び決裁を取ったかの確認
- (3) 公文書管理
 - ア 北村国務大臣が認識している、平成において一番問題になった公文書管理問題
 - イ 財務省が公表している「森友学園案件に係る決裁文書の改ざん等に関する調査報告書」を北村国 務大臣が読んだかの確認
 - ウ 「桜を見る会」の招待者名簿及び関連文書
 - a 当該文書が閲覧可能となる時期
 - b 当該文書の開示予定日が当初の7月から、開示時期不明となった理由
 - c 当該文書を速やかに開示するように菅国務大臣が命令する必要性

- d 招待者名簿の保存期間を1年以上から1年未満に変更した理由及び保存期間を1年以上に戻す 必要性
- e 内閣府人事課が管理している人事数
- f 納税に関する書類の保存期間
- g 推薦者名簿の保存期間を適切に設定する必要性

藤野保史君 (共産)

- (1) COVID-19 (新型コロナウイルス) への対応
 - ア クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号から下船した無症状の感染者に症状が発生した場合の転 院先の確保策及び転院先の状況の把握方法
 - イ 受入れ先の病院近辺に住む住民の不安を除くため丁寧な説明をしていく必要性
- (2) 検察官の勤務延長
 - ア 関係する法律についての法案提出当時の国会での説明の内容
 - a 検察庁法の立法趣旨
 - b 昭和23年の刑事訴訟法改正案の提案理由
 - c 昭和22年の国家公務員法制定を受け新設された検察庁法32条の2の趣旨
 - イ 唯一の公訴提起機関である検察官の公益上の特殊性が現在も変わらないことについての森法務大 臣の認識
 - ウ 昭和54年に人事院から公表された「定年制度についての見解」について
 - a 作成の経緯
 - b 定年制度の適用範囲に検察官が対象外であるのに今回の解釈をした理由
 - c 今般の閣議決定まで人事院では同見解と同様の解釈をしていたかの確認
 - エ 内閣府法制局の法解釈についての見解
 - a 昭和50年2月7日の当委員会での、行政府が勝手に法の解釈を変更可能かという旨の質問に対する内閣法制局長官の答弁内容
 - b 令和2年1月に法務省から内閣法制局に相談があった「勤務延長制度の検察官への適用について」の応接録の「相談・応接要旨」欄に「意見がない旨回答した。」ということの説明
 - オ 昭和 56 年の国家公務員法改正時の第4項「内閣総理大臣の総合調整機能」が検察官の勤務延長を 認める根拠となる理由
 - カ 今般の黒川東京高等検察庁検事長の延長が人事院規則何条に該当するかの確認
 - キ 検察官の勤務延長と検察官同一体の原則が矛盾することについての森法務大臣の見解

岡本充功君(立国社)

- (1) COVID-19 (新型コロナウイルス) への対応
 - ア PCR法による検査結果が、偽陰性と判断される確率
 - イ エアロゾル感染
 - a 感染経路として同感染が認められる可能性
 - b 同感染が発症することを想定し、対策を検討しているかの確認
 - ウ 14 日間の健康観察期間中に発熱などの症状がなく、PCR検査で陰性の結果となった者に対する 行動の制約等についての国立感染症研究所の見解
 - エ 湖北省等からの訪日者との濃厚接触等を除いて感染した感染者数
 - オ 1日当たりのPCR検査の可能検体数
 - カ 今後想定している病床数及び患者数
 - キ クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号内で個人の携帯電話の利用が可能かの確認

- ク 橋本厚生労働副大臣が、同船内の写真をSNS上に掲載した不適切性
- ケ 同船から下船した者のうち、自宅以外の施設に入所を希望する者への対応
- コ 同下船者のうち、その後、発症した事例があるのかの確認
- サ これまで実施してきた水際対策の評価についての加藤厚生労働大臣及び森法務大臣の見解
- シ 東京オリンピックの開催に関するIOCの見解
 - a 同オリンピックの開催の有無、時期及び場所の変更について、IOCが最終的に判断できるか の確認
 - b 訪日したコーツ I O C 副会長から新型コロナウイルスに対する懸念が示されたかの確認
- (2) 検察官の勤務延長
 - ア 2月19日に法務省内で開催した検察長官会議に森法務大臣が出席したかの確認
 - イ 同会議において、同勤務延長等について批判的な意見が表明されたことについての森法務大臣の 所感

足立康史君(維新)

- (1) COVID-19 (新型コロナウイルス) への対応
 - ア クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号から下船した人に対して、保健所と協力しながら総力を 挙げてケアする必要性
 - イ NHKの国際放送を利用して日本の情報や取組を正しく伝えていく必要性についての菅国務大臣 の見解
 - ウ 出入国管理法において地域指定の枠組みを作る必要性
 - エ テレワークや時差出勤等の推進
 - a 障害福祉サービスにおける在宅作業等の支援を推進していく必要性
 - b 環境省で働く派遣労働者のテレワークや時差出勤を可能とすることについての小泉環境大臣の 見解
 - c 派遣労働者のテレワークが可能となるように厚生労働省から指導していく必要性
 - オ 東京オリンピック・パラリンピック関連
 - a 最悪の事態の場合、聖火リレーが始まる前までに国が中止の判断を下す必要性
 - b 東京電力福島第一原子力発電所の処理水の処理方法等をオリンピック・パラリンピック開始前までに判断する必要性についての梶山経済産業大臣及び橋本国務大臣の見解
- (2) 選択的夫婦別姓と皇位継承関係については同じ議論として考えるべきではないということついての 菅国務大臣の見解